

処 分 基 準

令和6年11月8日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第35条の4第4項第2号
処 分 の 概 要：接客業務受託営業の停止命令
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第35条の4第3項（処分移送通知書の送付）
処 分 基 準：別紙2のとおり
問 合 せ 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備 考：